

## 住宅性能証明書発行業務要領

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

第1条 この住宅性能証明書発行業務要領（以下、「要領」という。）は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特法政令」という。）、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「租特法規則」という。）、平成24年国土交通省告示第389号、第390号及び第391号並びに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成24年度税制改正について」（平成24年4月16日、国土交通省住宅局企画官、住宅生産課長、建築指導課長通知）に基づき、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関および住宅瑕疵担保責任保険法人である一般財団法人福井県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋（以下「住宅」という。）に係る贈与税非課税限度額加算の確定申告に必要な住宅性能証明書（以下「住宅性能証明書」という。）の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (実施方針)

第2条 センターは、租特法、租特法政令及び租特法規則並びに国土交通省の関係告示及び通知等によるほか、この要領に基づき、住宅性能証明書発行業務（以下「証明業務」という。）を公正、中立の立場で厳正かつ適正に実施する。

#### (証明対象住宅)

第3条 センターが証明業務を行う住宅（以下「証明対象住宅」という。）は、原則として、エネルギーの使用の合理化に著しく資する新築住宅については次の第一号に、大規模な地震に対する安全性を有する新築住宅については第二号に、既存住宅及び住宅の増改築等を行った住宅については第三号、第四号又は第五号に該当するものとする。ただし、贈与税非課税措置の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）の要件等（床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるもの）に該当しない住宅を除く。

- 一 建築基準法に基づく建築主事又はセンター（以下「センター等」という。）の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であって、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4の基準（以下「省エネ証明基準」という。）に適合するもの
- 二 建築基準法に基づくセンター等の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であって、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1

- の1-1(3)の等級2又は等級3の基準若しくは評価方法基準第5の1の1-3(3)の免震建築物の基準4の基準(以下「耐震証明基準」という。)に適合するもの
- 三 建築基準法に基づくセンター等の検査済証が交付された既存住宅(センター以外の登録住宅性能評価機関の住宅性能評価書を取得した住宅を原則として除く)、若しくは建築基準法に基づくセンター等の検査済証が交付された住宅又は交付される見込みの増改築等を行った住宅であって、省エネ証明基準に適合するもの
- 四 建築基準法に基づくセンター等の検査済証が交付された既存住宅又はセンターが建設住宅性能評価した既存住宅、若しくは建築基準法に基づくセンター等の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの増改築等を行った住宅であって、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準若しくは評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準4の基準(以下「耐震証明基準(既存)」という。)に適合するもので、かつ目視又は計測により劣化事象等が認められないもの
- 五 建築基準法の建築確認を要しない修繕又は模様替を行った住宅で、省エネ証明基準又は耐震証明基準(既存)に適合するもの

## 第2章 住宅の新築及び新築住宅の取得

(住宅性能証明の申請)

第4条 住宅性能証明を受けようとする者(以下「証明申請者」という。)又はその手続きについて一切の権限を申請者から委任された者(以下「代理人」という。)は、次の書類(以下「申請図書」という。)を正副2部提出しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化に著しく資する新築住宅に係る住宅性能証明申請の場合

- (1) 住宅性能証明申請書(第1号様式)
- (2) 委任状(代理人の場合) 書式自由
- (3) 住宅性能説明書(省エネ) (第2-1号様式)
- (4) Q値等計算書(省エネ基準の仕様規定による場合は不要)
- (5) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図(4面)、断面図(2面)、矩計図、基礎伏図、各部詳細図、建具表、各種設備図、断熱材・窓の性能等のカタログ等の写し
- (6) その他省エネ性能の確認に必要な設計図書又は資料等

二 大規模な地震に対する安全性を有する新築住宅に係る住宅性能証明申請の場合

- (1) 住宅性能証明申請書(第1号様式)
- (2) 委任状(代理人の場合) 書式自由
- (3) 住宅性能説明書(耐震) (第2-2号様式)
- (4) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図(4面)、断面図(2面)、矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書
- (5) その他耐震性能の確認に必要な設計図書又は資料等

(住宅性能証明の申請時期)

第5条 前条の住宅性能証明の申請は、施工段階での現場審査を行うため、エネルギーの使用の合理化に著しく資する新築住宅に係る住宅性能証明の申請にあつては、原則として、下地張り直前の工事施工段階の21日前までに行わなければならない。

- 2 大規模な地震に対する安全性を有する新築住宅に係る住宅性能証明の申請にあつては、原則として、基礎配筋工事完了の21日前までに行わなければならない。
- 3 証明申請者(代理人を含む。以下同じ)は、住宅性能証明の申請に先立ち、申請予定の住宅の計画が、省エネ証明基準又は耐震証明基準に適合しているかどうかについて、事前相談申込書(様式第10号)により、事前相談を受けることができるものとし、その場合、センターは適切に対応するものとする。

(申請の受理及び契約)

第6条 センターは、第3条の住宅性能証明の申請があつたときは、次の事項を確認し、支障がない場合は受理するものとする。

- (1) 証明対象住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるものであること
  - (2) 証明対象住宅の所在地が、福井県内であること。
  - (3) 申請図書に形式上の不備がないこと。
  - (4) 申請図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (5) 申請図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、証明対象住宅について第5条第3項の事前相談がない場合、又は工事施行中の場合にあつては、申請図書の概要審査及び証明申請者へのヒアリングを行い、その結果、省エネ証明基準又は耐震証明基準に適合する見込みがないと認めるときは、受理できない理由を説明し、証明申請者に申請図書を返却するものとする。
  - 3 センターは、証明対象住宅が第1項第1号に該当しないとき又は証明対象住宅の所在地が第1項第2号に該当しないときは、受理できない理由を説明し、証明申請者に申請図書を返却する。
  - 4 センターは、第1項第3号から第5号の確認の結果、申請図書に補正すべき事項があるときは、補正を求めるものとし、証明申請者が、補正の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を説明し、証明申請者に申請図書を返却するものとする。
  - 5 センターは、第1項により申請を受理した場合においては、証明申請者に引受承諾書(様式第3号)を交付する。この場合、証明申請者とセンターは、別に定める一般財団法人福井県建築住宅センター住宅性能証明業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとみなす。

(申請図書の変更)

第7条 証明申請者が申請図書を変更するときは、センターにその旨及び変更の内容について通知するものとする。

- 2 センターが、前項の変更が大幅であるとき、若しくは熱貫流率等による基準から熱損失

係数等による基準に変更するとき、構造計算方法の変更等により添付図書の再審査が必要であると認めるときは、証明申請者は、住宅性能証明申請書を取り下げ、別件として再度住宅性能証明を申請しなければならない。

3 前項の申請は、第4条から前条までの規定を準用する。

(住宅性能証明申請書の記載事項の変更)

第8条 証明申請者は、第10条の図面審査の終了後において、第4条の住宅性能証明申請書の記載内容を変更する場合は、住宅性能証明申請書記載事項変更届（第4号様式）を正副2部提出しなければならない。

(住宅性能証明申請の取下げ)

第9条 証明申請者は、第4条の住宅性能証明の申請又は第7条の変更申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取り下げ届（第5号様式）をセンターに提出するものとする。

2 前項の場合は、センターは証明業務を中止し、申請図書を証明申請者に返却するものとする。

(図面審査)

第10条 センターは、住宅性能証明の申請を受理したときは、速やかに審査員に申請図書の審査を行わせるものとする。

2 審査員は、申請図書により省エネ証明基準又は耐震証明基準若しくは住宅性能評価の技術解説書等（以下「基準等」という。）に基づき審査するものとする。

3 審査員は、必要があるときは、申請図書に関し証明申請者に説明を求めるものとし、申請図書の記載事項に疑義があり、また提出された申請図書のみでは基準等の適合性を判断することが困難であると認めた場合は、追加書類の提出又は申請図書の修正を求める等の必要な措置を行うものとする。

4 設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）、住宅エコポイント対象住宅証明書、復興支援・住宅エコポイント対象住宅証明書、フラット35S設計検査通知書等（いずれも基準等に適合している場合）を取得した住宅、又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等をする住宅は、図面審査を省略できるものとする。

5 図面審査の結果、補正すべき事項がある場合は補正事項を、補正事項がない場合はその旨を経過表等に記載し、証明申請者に速やかに通知しなければならない。

(現場審査)

第11条 現場審査時期は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する新築住宅に係る住宅性能証明の申請にあっては、下地張り直前の工事完了時及び竣工時とし、大規模な地震に対する安全性を有する新築住宅に係る住宅性能証明の申請にあっては、基礎配筋工事の完了時、躯体工事完了時及び竣工時とする。ただし、大規模な地震に対する安全性を有する新築住宅に係る住宅性能証明の申請にあっては、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、竣工時の現場審査を行ったものとみなす。

2 施工管理責任者又は現場立会者（以下「施工管理責任者等」という。）は、前項の現場

審査予定日の1週間前に、現場審査依頼書（第11号様式）及び施工状況報告書（省エネ）（第6-1号様式）又は施工状況報告書（耐震）（第6-2号様式）をセンターに提出し、現場審査日時を調整するものとする。ただし、やむを得ない事情により施工状況報告書を事前に提出できない場合は、現場審査時に提出できるものとする。

- 3 審査員は、目視、計測、見え隠れ部分の工事写真、出荷証明書等の施工関連図書、及び施工管理責任者等に対するヒアリング等により、申請図書に従った施工であることの信頼性を確認するものとする。
- 4 施工管理責任者等は、円滑な現場審査に協力するとともに、施工関連図書を持参しなければならない。
- 5 現場審査の結果、申請図書と異なる施工が確認されたときは、審査員は、次のいずれかの措置を行わなければならない。この場合、審査員は、施工状況報告書に変更内容及び指摘事項を記録するものとする。
  - 一 施工内容の修正を求める。
  - 二 基準等に適合していることが明らかな軽微な変更と認められる場合は、施工内容変更報告書（第7号様式）の提出を求める。
  - 三 施工内容が前号に該当しない大幅な変更の場合は、第7条第2項の住宅性能証明申請書を取下げ及び再申請を求める。
- 6 前項第1号の施工内容の修正を行う場合は、審査者は、再現場審査又は施工管理責任者等から提出された修正後の工事写真等により、施工内容の修正が基準等に適合しているかどうかを確認するものとする。
- 7 本要領の施行時において、住宅の施工工程が第3項の現場審査時期を過ぎて進捗している部分については、審査員は、施工状況報告書、小屋裏点検等からの断熱材、筋交い等の目視又は計測、施工関連図書等により確認するものとする。

（型式住宅部分等製造者認証取得住宅の現場審査）

第11条の2 省エネ証明基準を満たす型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅については、竣工時の現場審査時に提出される施工状況報告書及び工事監理報告書をもって、前条第3項の下地張り直前の工事完了時の現場審査を行ったものとみなす。

- 2 耐震証明基準を満たす型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅については、工時の現場審査時に提出される施工状況報告書及び工事監理報告書をもって、前条第3項の躯体完了時の現場審査を行ったものとみなす。

（住宅性能証明書等の交付）

第12条 証明申請者は、工事完了したときは、建築基準法に基づく工事監理報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、第10条の図面審査及び第11条の現場審査の結果、証明対象住宅が基準等に適合すると認め、建築基準法の検査済証が交付されたことを確認したときは住宅性能証明書（第7-1号様式）を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付するものとする。
- 3 前項において、特定行政庁が建築基準法の検査済証を交付した住宅の場合は、証明申請者は、センターに当該検査済証の写しを提出しなければならない。

- 4 センターは、第10条の図面審査及び第11条の現場審査の結果、証明対象住宅が基準等に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、住宅性能証明できない旨の通知書（第9号様式）を証明申請者に交付するものとする。
- 5 検査員又は受付担当者等は、第2項の住宅性能証明書及び前項の住宅性能証明できない旨の通知書の交付について、申請図書の正本及び施工状況報告書等の現場審査関係書類に添付して決裁を受けるものとする。
- 6 住宅性能証明書に記載する証明書発行番号は、別表「住宅性能証明書等発行番号の付番方法」に基づいて付番する。
- 7 依頼者から紛失等による証明書の再交付の依頼があった場合、住宅性能証明書に再発行である旨及び再発行日を記載して交付する。
- 8 第2項の住宅性能証明書の発行後に、家屋番号等の変更に関する第8条の住宅性能証明申請書記載事項変更届が提出されたときは、変更内容を審査のうえ支障がなければ、住宅性能証明書の変更発行ができるものとする。この場合、証明申請者は従前の住宅性能証明書を返却しなければならない。

### 第3章 既存住宅の取得又は住宅の増改築等

#### （住宅性能証明の申請）

第13条 証明申請者は、原則として、次の申請図書を正副2部提出しなければならない。

ただし、第14条の事前相談の結果、審査に不要な書類は省略できるものとする。

一 省エネ証明基準と同程度のエネルギーの使用の合理化に著しく資する既存住宅に係る住宅性能証明申請の場合

- (1) 住宅性能証明申請書（第1号様式）
- (2) 委任状（代理人の場合） 書式自由
- (3) 住宅性能説明書（省エネ）（第2-1号様式）
- (4) Q値等計算書（省エネ基準の仕様規定による場合は不要）
- (5) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図（4面）、断面図（2面）、矩計図、基礎伏図、各部詳細図、建具表、各種設備図、断熱材・窓の性能等のカタログ等の写し
- (6) 既存住宅建設評価の申請時に必要とされる、次の事項を記載した証明対象住宅に関する申告書及びこれを証明する確認済証、検査済証等の書類の写し（様式自由）
  - ・新築時の関係図書等の有無
  - ・住宅性能表示制度の利用の有無
  - ・建築確認、竣工年月日
  - ・増改築・修繕等の履歴
- (7) その他省エネ性能の確認に必要な設計図書又は資料等

二 大規模な地震に対する安全性を有する既存住宅に係る住宅性能証明申請の場合

- (1) 住宅性能証明申請書（第1号様式）
- (2) 委任状（代理人の場合） 書式自由
- (3) 住宅性能説明書（耐震）（第2-2号様式）

- (4) 添付図書 案内図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図（4面）、断面図（2面）、矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書、
- (5) 既存住宅建設評価の申請時に必要とされる、次の事項を記載した証明対象住宅に関する申告書及びこれを証明する確認済証、検査済証等の書類の写し（様式自由）
- ・新築時の関係図書等の有無
  - ・住宅性能表示制度の利用の有無
  - ・建築確認、竣工年月日
  - ・増改築・修繕等の履歴
- (6) その他耐震性能の確認に必要な設計図書又は資料等
- 2 設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、住宅省エネラベル適合性評価の適合証、住宅エコポイント対象住宅証明書又は復興支援・住宅エコポイント対象住宅証明書（基準等に適合している場合）、フラット35S適合証明書等が交付された住宅については、当該建設住宅性能評価書、適合証、又は証明書の写しを添付するものとする。
- 3 増改築等を行った住宅については、前項の添付図書において、増改築等を行った部分を明示するものとする。

（住宅性能証明の事前相談）

第14条 証明申請者は、原則として、第5条第3項の事前相談を受けなければならないものとする。

（申請の受理及び契約）

- 第15条 センターは、第13条の住宅性能証明の申請があったときは、事前相談済みであること及び第6条第1項の確認事項を確認し、支障がない場合は受理するものとする。
- 2 センターは、事前相談済みでない場合は、申請図書及び貸与された副本により概要審査を行い、その結果、省エネ証明基準又は耐震証明基準（既存）に適合する見込みがないと認められるときは、受理できない理由を説明し、証明申請者に申請図書を返却するものとする。
- 3 申請書の受理及び契約については、第6条第3項から第5項までの規定を準用する。

（図面審査）

- 第16条 審査員は、申請図書により省エネ証明基準又は耐震証明基準（既存）若しくは住宅性能評価の技術解説書等に基づき審査するものとする。ただし、新築時のセンターの建設住宅性能評価書（省エネ証明基準又は耐震証明基準（既存）に適合している場合）を取得した既存住宅の省エネ証明基準又は耐震証明基準（既存）の適合性の審査は、評価書の該当する等級の確認のみを行うものとする。
- 2 前項の図面審査は、第10条第1項及び第3項から第5項の規定を準用する。

（現場審査）

第17条 証明申請者は、センターに現場審査予定日の1週間前に現場審査依頼書（第11号

様式)を提出し、現場審査日時を調整するものとする。

- 2 前項において、増改築等の住宅にあっては、施工状況報告書(省エネ)(第6-1号様式)又は施工状況報告書(耐震)(第6-2号様式)を併せて提出しなければならない。
- 3 新築時のセンターの建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書を取得した既存住宅の場合は、審査員は原則として1回の現場審査を行い、新築時の建設された状態から変更がないことを確認する。
- 4 前項の既存住宅以外の既存住宅の場合は、審査員は原則として1回の現場審査を行うものとし、省エネ性能に関する現場審査については、新築時の建設された状態から変更がないことを確認するとともに、小屋裏点検からの断熱材の設置を確認する。耐震性能に関する現場審査については、目視、計測、施工関連図書等により申請図書との整合を確認するとともに、目視、計測により劣化事象が認められないことを確認する。
- 5 増改築等を行った住宅の場合は、審査員は竣工時に現場審査を行うものとし、審査員は、目視、計測、見え隠れ部分の工事写真、出荷証明書等の施工関連図書、及び施工管理責任者等に対するヒアリング等により、申請図書に従った施工であることの信頼性を確認するものとする。
- 6 前項の増改築を行った住宅の現場審査は、第11条第4項から第6項までの規定を準用する。

(住宅性能証明書等の交付)

第18条 センターは、第16条の図面審査及び第17条の現場審査の結果、証明対象住宅が省エネ証明基準又は耐震証明基準(既存)に適合すると認めるときは住宅性能証明書を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付するものとする。ただし、建築基準法の建築確認を要する増改築等の場合は、建築基準法の検査済証が交付されたことを確認して住宅性能証明書を交付する。

- 2 前項において、増改築を行った住宅が租税特別措置法政令第40条の4の2第3項の第1号から第4号に該当する場合は、増改築等工事証明書(第8-2号様式)を併せて交付するものとする。
- 3 第1項において、増改築を行った住宅が租税特別措置法政令第40条の4の2第3項第5号に該当する場合は、住宅性能証明書に代えて、増改築等工事証明書を交付するものとする。
- 4 センターは、第16条の図面審査及び第17条の現場審査の結果、証明対象住宅が省エネ証明基準又は耐震証明基準(耐震)に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、住宅性能証明できない旨の通知書を証明申請者に交付するものとする。
- 5 検査員又は受付担当者等は、住宅性能証明書、増改築等工事証明書及び住宅性能証明できない旨の通知書の交付について、申請図書の正本及び施工状況報告書等の検査関係書類に添付して決裁を受けるものとする。
- 6 既存住宅は、第12条第6項から第8項の規定を、増改築等を行った住宅は、第12条第3項及び第6項から第8項の規定を準用する。

#### 第4章 証明業務料金等



(証明業務料金)

第19条 証明申請者は、一般財団法人福井県建築住宅センター住宅性能証明業務料金規定(以下「料金規定」という。)に基づき、証明業務に係る料金をセンターに納入するものとする。

2 住宅性能証明の申請の取り下げその他の事由が生じた場合等の料金の取扱いについては、業務約款及び料金規定で定める。

(審査員)

第20条 センターは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に定める評価員に第10条及び第16条の図面審査並びに第11条及び第17条の現場審査を行わせるものとする。

(秘密保持義務)

第21条 センターは、センターの役員及びその職員(審査員を含む。)並びにこれらの者であった者は、証明業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(業務の公正の確保)

第22条 センターは、センターの役員又はその職員(審査員を含む。)が、住宅性能証明の申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該住宅に係る証明業務を行わないものとする。

2 センターは、センターの役員又はその職員(審査員を含む。)が、住宅性能証明の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る証明業務を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 前2項において、「その役員又は職員(審査員を含む。)」は、過去2年間にセンターの役員又は職員であった者を含むものとする。

## 5章 帳簿の作成及び保存

(帳簿の作成及び保存方法)

第23条 センターは、次の(1)から(18)までに掲げる事項を記載した住宅性能証明業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し、事務所に備え付け、施錠のできるロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、証明業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 証明申請者の氏名及び住所
- (2) 代理人の氏名及び住所
- (3) 家屋番号

- (4) 家屋の所在地
  - (5) 証明基準
  - (6) 証明の区分
  - (7) 家屋の建て方
  - (8) 家屋の構造・階数
  - (9) 家屋の床面積
  - (10) 申請を受けた年月日 ・ 受付番号
  - (11) 現場審査年月日
  - (12) 証明業務料金
  - (13) 審査員の氏名
  - (14) 証明書の種別
  - (15) 証明書の交付番号
  - (16) 証明書の交付年月日
  - (17) 住宅性能証明できない旨の通知書の交付年月日
  - (18) その他必要な事項
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法により行うことができるものとする。
- 3 センターが、証明業務を設計住宅性能評価又は復興支援・住宅エコポイント対象住宅証明の業務と併せて行う場合は、第1項の記載事項のうちこれらの帳簿と重複した内容については、記載を省略することができるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第24条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第23条第1項の帳簿 住宅性能証明業務の業務を廃止するまで
- (2) 申請図書及び適合証の写し 住宅性能証明書の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第25条 前条各号に掲げる文書の保存は、証明業務中にあつては事務所内において、証明業務終了後は事務所内の施錠できるロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行うものとする。

- 2 前項の保存は、第23条第1項の帳簿及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存により行うことができるものとする。

附則 この要領は、平成24年7月1日より施行する。

別表

「住宅性能証明書等発行番号の付番方法」

発行番号は、次のとおり表すものとする。

『028-00-2012-〇〇-〇〇〇〇〇-〇』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号 028
4、5桁目	00
6～9桁目	証明書発行申請日の西暦
10、11桁目	01：住宅性能証明書、02：増改築等工事証明書
12～16桁目	受付番号（00001から順に付するものとする。）
17桁目～	共同住宅の場合で、住戸ごとに1から順に付するものとする。